

II 教員の人事

1. 教員組織

(1) 教員組織

全学の教員数は、2010年3月31日現在で、学長をふくめ112名である。その内訳は、学長1人、工学部110人（教員101人、助教10人）、短期大学部1人（教員1人）、大学院および短期大学部専攻科には、それぞれ工学部の教員および短期大学部の教員が兼務の形で所属している。

年度別の教員数を資料4. 2に示す。

(2) 客員教授

客員教授制度の趣旨は、各先端分野で活躍する著名な人を招聘することにより、学生の資質の向上と学内研究者との学術交流に資し、また、広い視野に裏打ちされた幅広い人材の育成を図ろうとするものである（客員教授規程第2条）。委嘱する内容は、特別講演および教授または研究である。

客員教授の選任は教授会の議により学長がこれを行い、知事が委嘱する。客員教授の任期は1年で、再委嘱を妨げない。委嘱した客員教授を資料4. 3に示す。

客員教授による特別講演会（特別講義）を年2～3回開催している（資料4. 4）。

(3) 非常勤講師

非常勤講師の委嘱を資料4. 5に示す。この中には数は少ないが、工学部、短期大学部相互のものもふくまれている。

同じく資料4. 5に、本学教員の出講状況を示す。非常勤講師としての出講には知事の許可が必要である。その要件（下記）が「富山県立大学教員等の出向に関する規程」に定められており、本務に支障のない範囲で許可される。

出講の要件：毎週2回を超えず、かつ、8時間を超えてはならない。ただし、本学の休業日における集中講義その他、学長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

(4) 教育補助者

教育研究を補助するための一つの方策として、大学院博士前期及び後期課程の学生を対象にティーチングアシスタント制度を1996年度から設けている（資料4. 6参照）。

(5) 名誉教授

名誉教授は教員組織には属さないが、便宜上ここに述べる。

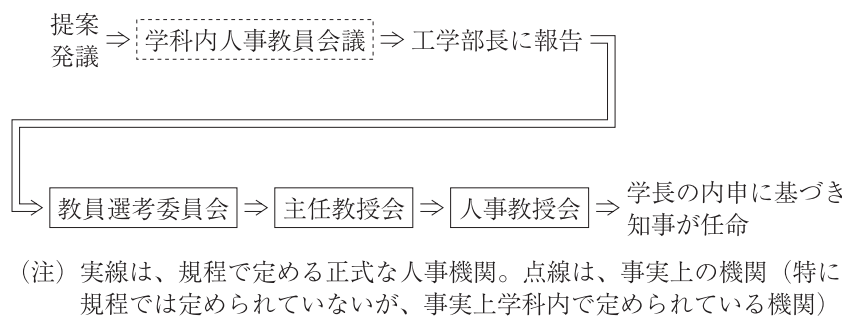
名誉教授の称号は、学長、副学長または工学部の教授として退職した者の中から、名誉教授規程第2条に該当する者について選考し、教授会の議を経て、大学が授与する。これまでに授与された名誉教授（資料4. 7）は、前記規程第2条第2号（学長として顕著な功労のあった者）あるいは第3号（本学に教育上または学術上顕著な功績があった者）に

該当するとされたものである。なお、第1号は、本学の教授として15年以上在職した者、である。

2. 教員の人事

教員の人事案件（採用、昇任など）決定の過程と人事機関について、工学部を例にして述べる。大学院工学研究科、短期大学部についても同様である。図4.2は人事案件の決定の過程を示す。

図4.2 教員の人事



(1) 教員選考委員会

工学部長が委員長となり委員会を召集し、その議長となる。

(2) 主任教授会

選考委員会の結果について主任教授会で協議する。

(3) 人事教授会

教員人事に関する最終意思決定機関である。その構成員は学長および専任教授に限られる。

(4) 学科内人事教員会議

学科内の教授全員で構成し、人事に関する学科の意思を決定する機関である。その運用は学内規程で定めてはなく、各学科においてそれぞれに運用方法が定められている。

採用の場合に、できる限り広い範囲から選ぶ傾向が年々高まり、いわゆる準公募の方法がとられることが多い。なお、なるべく多くの教員の意見を反映させるために、採用または昇任を予定するポストが講師の場合には、会議に准教授を加え、そのポストが助教の場合には、講師を加えている。